

起業家・企業が知っておくべき

副業・兼業と競業避止の関係について

～企業と労働者双方のメリットと留意点～



働き方改革の様々な取り組みの一環として、今年の1月、厚生労働省では、副業・兼業について、企業や働く方が現行の法令のもとでどのような事項に留意すべきかをまとめたガイドラインを作成・公表いたしました。今回のセミナーでは、企業において副業・兼業を解禁する際に気を付ける点について、競業避止の観点から弁護士が、副業・兼業をする際に留意すべき労務管理のポイントについて社会保険労務士が分かりやすく解説いたします。

日時 平成30年7月23日(月) 13:30～受付開始 *名刺を1枚ご用意お願いいたします。
13:45～15:25 セミナー 15:25～16:10 グループ・コンサルティング (希望者のみ) 16:10～個別相談会

会場 AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)

定員 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

13:45～14:30 **セミナーⅠ** **副業・兼業の許可と競業避止の整合性**
企業において副業・兼業を許可する場合において、競業避止の観点からどのような条件で許可するかなどの考え方について解説いたします。

講師 松井 拓弥 仙台市雇用労働相談センター相談員 弁護士 (金澤法律事務所)

14:40～15:25 **セミナーⅡ** **副業・兼業を許可するための就業規則改定と労務管理の留意点**
副業・兼業を許可する際に必要な就業規則の改定ポイントと兼業をする労働者に対する労務管理上の留意点について解説いたします。

講師 橋本 祐治 仙台市雇用労働相談センター相談員 社会保険労務士 (橋本労務管理事務所所長)

15:25～16:10 **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

16:10～ **個別相談会** 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談に対応いたします。
*希望者のみ

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** (公財)仙台市産業振興事業団

後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

参加無料

申込み締切
7月20日(金)
15:00まで

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(7月23日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)



お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ ELCC 検索

営業時間/平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

